

京都教育大学動物実験における緊急時の措置及び対応要領

平成26年10月 3日 制 定

京都教育大学における動物実験の実施に関する規程（以下「規程」という。）第19条緊急時の対応について、適切な措置を講ずるための要領を定める。

1. 事故、地震その他災害により、実験動物の逸走等が発生又は発生するおそれのある事態（以下「事故等」という。）を発見した者は、その旨を当該事故等に係る実験動物を使用する動物実験責任者等に通報しなければならない。
2. 動物実験責任者は、前項の通報を受けたとき若しくは、次に掲げる場合は、直ちに被害の発生又は拡大を防止するための応急の措置を講ずるとともに、その旨を規程第5条に定める動物実験委員会の委員長（以下「委員長」という。）に通報しなければならない。
 - 一 実験動物から外傷を受けた者がいるとき
 - 二 実験動物に由来する感染源により、重篤な感染症に感染した者がいるとき
 - 三 施設内の安全設備の機能に重大な欠陥が発見されたとき
 - 四 倫理又は安全上の問題が生じたとき
 - 五 その他対応が必要な問題が生じたとき
3. 委員長は、前項の通報を受けたときは、学長に報告しなければならない。
4. 学長は、前項の報告を受けたときは、委員長及び動物実験責任者に規程第18条に定める必要な危害防止の措置をとるよう指示するとともに、直ちに国立大学法人京都教育大学危機管理規程第5条に定める総括危機管理者（以下「総括危機管理者」という。）に報告し、同規程に従って迅速かつ的確に対処するよう指示しなければならない。
5. 動物実験責任者、動物実験実施者、実験動物管理者は、地震、火災その他の災害が発生した場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 速やかに実験動物を保護すること
 - 二 施設を点検し、異常があるときは適切な対策を講じること
 - 三 実験動物の逸走、施設の破損等により人に影響を及ぼすおそれがあるときは、委員長に報告すること
 - 四 委員長は、前号の報告を受けたときは、総括危機管理者に報告するとともに、総括危機管理者の指示に従い関係者に周知し、事故等の防止につとめること
6. 委員長は、事故等が発生した場合は、次に掲げる事項を記録し、学長及び総括危機管理者に報告しなければならない。
 - 一 発生日時及び場所
 - 二 事故等の原因及び状況
 - 三 障害及び事態の程度
 - 四 再発防止に係る措置
 - 五 その他必要な事項

附 則

この要領は、平成26年10月3日より施行する。